**（２０１９年度　大学院新入生）**

**入学料免除・徴収猶予及び授業料免除の制度について**

本学大学院に入学し，次に掲げる「申請資格」のいずれかに該当する者は，入学料免除，入学料徴収猶予又は授業料免除の制度を受けることができます。

免除を希望する場合は，学生支援センターに申し出て，申請のための所定の用紙を受け取り，申請手続きをしてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 区 分 | 内 容 |
| 申 請 資 格 | 次のいずれかの理由により，入学料又は授業料の納付が著しく困難であると認められる者  (1) 経済的理由により入学料又は授業料の納付が困難であり，かつ，学業優秀であると認められる者  (2) 入学前１年以内において，学資負担者が死亡した者  (3) 入学前１年以内において，本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた者 |
| 申請書類の  配付・提出期間  ※学内進学者の配付・提出期間は掲示にてお知らせします。 | ※※配付期間及び提出期間の最終日の受付は，１７時までとなっております。  学内進学者（平成３０年度在学生の方）  本学の学部等から進学（予定含む）される方の入学料免除（又は徴収猶予）及び授業料免除については，在学生の授業料免除と同様に平成３１年１月中旬～下旬に書類を配付します。配付・提出の詳細な日程は，平成３１年１月上旬に掲示にてお知らせします。ただし，入学手続期間が平成３０年１２月以前の場合は，入学手続前に入学料免除（又は徴収猶予）を申請してください。  学外からの入学者（平成３０年度在学生以外の方）  (1)　入学料免除（又は徴収猶予）を申請する場合  配付合格発表後～入学手続きを行う前まで　　提出　合格発表後～平成３１年４月５日（金）まで  (2)　授業料免除を申請する場合  配付　合格発表後～平成３１年４月１日（月）まで  提出　平成３１年３月６日（水）～平成３１年４月５日（金）まで |
| 申請書類の  請求方法 | (1)　窓口の場合 長崎大学学生支援センター窓口で申込用紙を記入し，請求してください。  (2)　郵送の場合  郵便番号，住所，氏名を明記し，郵便切手（普通料金250円分）を貼付した**返信用封筒**（定形外角形２号封筒）に「入学料免除等申請書類在中」，「授業料免除申請書類在中」と朱書きし，研究科名，受験番号，氏名，電話番号を明記したメモを同封し，学生支援センターへ郵送してください。 |
| 申請の際必要  となる書類 | (1)　入学料免除（徴収猶予）申請書又は授業料免除申請書（本学所定の用紙）  (2)　家庭調書（本学所定の用紙）  (3)　生計を一にする世帯全員の住民票  (4)　本人及び父母（家計支持者）両方の所得・課税・非課税証明書（市役所等で発行）  　　 ※所得・課税・非課税証明書については，所得金額と市・県民税の課税・非課税が確認できるもの  (5)　本人の奨学金受給証明書（本学所定の用紙）  (6)　平成３０年分所得の源泉徴収票又は確定申告書等の写し及び付属書類等（平成３１年１月以降提出）  (7)　兄弟姉妹が「就学者」の場合は，在学証明書  ※平成３１年４月１日以降証明のものを４月１１日までに提出  家庭事情により，他にも提出が必要な書類があります。詳細は申請書類にて確認してください。 |
| 申請書類の  提出先及び方法 | (1)　提出先 長崎大学学生支援センター  (2)　提出方法 窓口へ持参すること（申請書類の郵送は不可） |
| 問 合 せ 先 | 〒 ８５２－８５２１　長崎市文教町１－１４  長崎大学学生支援部学生支援課（学生支援センター内 経済支援コーナー）  ℡ （０９５）８１９－２１０５ |

**（　補 足 説 明　）**

１ 入学料免除

1. 入学料免除の申請をする方は，先に学生支援センターに申し出て，「**入学料免除申請受理通知書**」を受け取った上で入学手続きを行うことになります。入学手続きの際には，「入学料納付証明書貼付票」の代わりに「**入学料免除申請受理通知書**」を提出してください。

② 入学料免除の申請をした場合であっても，選考の結果，「半額免除」又は「免除不許可」となることがありますので，

入学料は準備しておいてください。

③ 半額免除又は不許可となった者が，その決定があった日から２０日以内に所定の金額を納付しない時は，「除籍」となりますので注意してください。

２ 入学料徴収猶予

1. 入学料徴収猶予の申請をする方は，先に学生支援センターに申し出て，「**入学料徴収猶予申請受理通知書**」を受け取ったうえで，入学手続きを行うことになります。入学手続きの際には，「入学料納付証明書貼付票」の代わりに「**入学料徴収猶予申請受理通知書**」を提出してください。

② 入学料徴収猶予の申請をした場合であっても，選考の結果，「徴収猶予不許可」となることがありますので，入学料は準備しておいてください。

③ 入学料徴収猶予不許可となった者が，その決定があった日から２０日以内に所定の金額を納付しない時は，「除籍」となりますので注意してください。

３ 申請書類の請求

合格発表後，前ページの「申請書類の請求方法」により請求してください。なお，平成３１年１月以降送付可能です。

４ 提出書類

免除申請時の申請書や証明書等は「入学料（授業料）免除申請要領」を熟読のうえ，準備してください。また，入学料及び授業料の両方を免除申請する際には，それぞれに証明書等が必要となります。なお，提出書類が不備の場合は，免除選考から除外されることもありますので，十分注意してください。

５ 注意事項

入学料納付後，授業料納付後の書類配付・申請受付は行っておりません。また，いかなる理由があっても，期間終了後の書類配付・申請受付は行いません。なお，納付後の入学料及び授業料については返還できません。

６ 申請の辞退

申請後に，審査のために必要な書類が揃わないことを理由に辞退することはできませんので，提出を求められた書類は必ず提出してください。

７ 免除等決定の時期

1. 入学料免除及び徴収猶予を申請した場合

決定通知日 平成３１年６月２８日（金）（予定）

学生自身にNU-Webで確認していただきます。また，申請の際提出していただいた「選考結果通知用封筒」で免除の結果を通知します。

1. 授業料免除を申請した場合

決定通知日　平成３１年６月２８日（金）（予定）

学生自身にNU-Webで確認していただきます。

授業料免除の申請をした場合であっても，選考の結果「半額免除」又は「免除不許可」となることがあります。